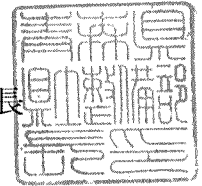


青監第424号  
令和元年7月29日

一般社団法人  
青森県建設業協会 会長 様

青森県県土整備部長



### 新・担い手3法説明会の開催について

本県の建設業行政については、平素から御協力をいただきまして誠にありがとうございます。

標記について、下記のとおり開催しますので、お知らせします。また、このことについて、貴会会員の建設業者に対して周知を図っていただきますようお願いいたします。

#### 記

#### 1 説明会開催の日時及び場所

##### (1) 日時

令和元年8月30日（金） 13時から16時

##### (2) 場所

青森県総合社会教育センター 2階 大研修室  
（住所：青森市大字荒川字藤戸119-7）

#### 2 申込方法

事前に申込みが必要となります。別添資料をご覧になり、東北地方整備局へ直接FAX又はインターネットでお申込みください。

（担当）県土整備部監理課

建設業振興グループ 小松

県庁内線 6661

直通電話 017-734-9640

## 建設業の働き方改革に向けて！

令和元年 7月25日  
東北地方整備局

## ～今国会で成立した「新・担い手3法」の内容について各県説明会を開催します～

建設業の働き方改革を進め、将来の担い手を確保するため、先の通常国会において、建設業法、入契法及び品確法が改正され、「新・担い手3法」として公布されました。

このうち建設業法の改正では、建設工事の注文者は、当該建設工事を施工するために通常必要と認められる期間に比して、著しく短い期間を工期とする請負契約を締結することが禁止されるとともに、当該規定に違反した発注者（当該請負契約の金額が一定額以上であるものに限る。）に対して、特に必要があると認めるときは、国土交通大臣等が必要な勧告をすることができること等とされたところであります。

「新・担い手3法」のうち品確法は6月14日に公布・同日施行されていますが、建設業法及び入契法については、一部の規定を除き、公布の日（令和元年6月12日）から起算して1年6月を越えない範囲内において政令で定める日から施行されます。

これらの改正の趣旨及び内容について、市町村や各地域の建設企業まで、広く周知・浸透を図る観点から、東北地方整備局では、以下のとおり、発注者や建設企業等を対象に、各県で「新・担い手3法説明会」を開催いたします。

- 日時 ①【秋田県】令和元年8月26日（月） 13:30～16:30 （定員 200名）  
場所 秋田県庁第二庁舎 8階大会議室（秋田県秋田市山王三丁目1-1）
- ②【岩手県】令和元年8月27日（火） 10:00～14:00 （定員 200名）  
岩手産業文化センター アピオ 第4会議室（岩手県滝沢市砂込389-20）
- ③【福島県】令和元年8月28日（水） 13:00～16:00 （定員 100名）  
コミュニティ福島（福島県田村郡三春町深作10番2号 田村西部工業団地内）
- ④【青森県】令和元年8月30日（金） 13:00～16:00 （定員 200名）  
青森県総合社会教育センター（青森県青森市荒川字藤戸119-7）
- ⑤【山形県】令和元年9月3日（火） 13:00～16:00 （定員 150名）  
山形県庁講堂（山形県山形市松波2丁目8-1）

※宮城県においては、令和元年7月12日に開催済みです。

※受付は各会場共に30分前からです。公共交通機関でお越しください。（岩手県・福島県のぞく。）

※説明会終了後に、各県主催の発注者協議会を開催いたします（非公開）。発注者協議会に参加する方は、整備局への説明会の申込みは不要です。

## 2. 説明内容：新・担い手3法（建設業法・入契法・品確法）について

3. 対象者 : 建設企業・建設業団体・行政書士・民間発注者・  
国の機関・都道府県・市町村の発注担当部局・建設業許可部局など

4. 申込方法：事前に申し込みが必要となります。別紙様式【参加希望者用】に記載のうえ、FAXにて申込みお願いいたします。インターネットでもお申し込みできます。 <http://www.thr.mlit.go.jp/bumon/b06111/kenseibup/>  
会場の都合上、各会場で定員になり次第締め切りさせていただきます。

5. 取材 : 本説明会の取材を希望される方は、別紙様式【報道機関用】に記載のうえ、FAXにて申込みお願いいたします。取材は全て公開です。

<発表記者会> 青森県政記者会、岩手県政記者クラブ、宮城県政記者会、秋田県政記者会、山形県政記者クラブ、福島県政記者クラブ、東北専門記者会、東北電力記者会

【問い合わせ先】 国土交通省 東北地方整備局 電話番号：022-225-2171（代表）  
（説明会全体について） 建設部 建設産業課長 家久来 隆 男（かくらい たかお）（内線6141）  
建設専門官 齋藤 和夫（さいとう かずお）（内線6142）  
（品確法改正・発注者協議会について） 企画部 技術管理課長 赤平 勝也（あかひらかつや）（内線3311）

別紙【参加希望者用】

秋田県  
岩手県  
福島県  
青森県  
山形県

### 「新・担い手三法説明会」

※該当する地域名を○で囲んで下さい。

## 参加申込書

上記説明会につきまして、参加を希望される企業、団体の方は、会場設営及び配布資料の準備等のため事前に登録をお願いします。

※会場の都合上、秋田県、岩手県、青森県は各団体2名程度、福島県、山形県は各団体1名程度の申込みでお願いいたします。

**FAX送信期限：8月19日（月）12：00まで（各県共通）**

企業名（又は団体）	記入例○○（株）会社、 ○○協会○○支部	
住所	〒 -	
参加者名	氏名	役職等
連絡先	電話	
	FAX	
担当者名	氏名	

※本申込書に記載のうえ、FAXにてお申し込みください。

※インターネットからも申込みできます。

東北地方整備局HP

<http://www.thr.mlit.go.jp/bumon/b06111/kenseibup/>

【FAX送付先】

**FAX：022-227-4459**

（国土交通省 東北地方整備局 建政部 建設産業課 連携推進係あて）